

## NURO 光 でんわ契約及び ひかり TV for NURO 契約に基づく債権に関する特約

アストモスリテイリング株式会社

### 第1条（本特約の適用）

アストモスリテイリング（以下「当社」といいます）が提供する TNE 光に付随するサービスとして、TNE 光契約者が NURO 光 でんわ契約またはひかり TV for NURO 契約を締結とする場合、当社がソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社から契約者の承諾のもと譲り受ける当該契約に基づく各料金債権（以下、「譲渡債権」といいます）については、この NURO 光 でんわ契約約款及びひかり TV for NURO ご利用規約に基づく債権に関する特約（以下「本特約」といいます）に基づき取り扱います。

### 第2条（延滞処理）

1. 契約者が、各譲渡債権について、支払い期日を経過してもなお支払いにならない場合は、当社は、支払い期日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、当該譲渡債権を支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払われた場合には延滞利息は申し受けません。
2. 延滞利息は、次の算式により算定します。  
算定の対象となる譲渡債権×支払い期日の翌日から支払いの日までの日数×14.6 パーセントの日割り分
3. 延滞利息は、原則として、お客様が延滞利息の算定の対象となる譲渡債権を支払われた日以降最初に支払い義務が発生する料金等と合わせてお支払いいただきます。
4. 延滞利息の支払い義務は、前項の規定をもとづきあわせてお支払いいただく譲渡債権発生日に発生したものとみなします。なお、延滞利息は、支払い義務の発生した順序でお支払いいただきます。
5. 延滞利息の支払い期日は、第3項の規定にもとづきあわせてお支払いいただく譲渡債権の支払い期日と同じといたします。
6. 支払い期日を経過してもなおお支払いにならない場合で、請求書をお送りする時には、当社は、請求書の発行・送付にかかる事務手数料として一つの手続きごとに 400 円（税込）を請求いたします。

### 第3条（譲渡債権の取り扱い）

当社は各譲渡債権を、契約者と他社の NURO 光 でんわ契約又はひかり TV for NURO 契約の契約条件にかかわらず、TNE 光の料金の取り扱いに準じて取り扱うも

のいたします。なお、各譲渡債権の支払い義務は、原則として、新料金の翌々月 28 日に発生するものいたします。

#### **附則**

この特約は、2023 年 6 月 1 日から実施します。